

管理状況

9月12日の主な対応状況(時系列)

警報等発表	対応状況
9/12(金) 19:09 大雨警報(土砂災害)発表 19:50 洪水警報発表 21:53 大雨警報(浸水害)発表 22:08 記録的短時間大雨情報発表 ＜22:20頃 地上での冠水開始＞※ ＜22:30頃 地下1階は膝まで浸水＞ 22:40 四日市市より避難指示発令 ＜23:00頃 地下1階は腰まで浸水＞ ※商店街監視カメラやSNS投稿動画から推定	22:00頃 委託職員が地上部の状況を確認 (地下横断歩道出入口付近、冠水なし) 22:20頃 駐車場への浸水開始 22:20頃 委託職員(2名)が中央管理室への土のう設置 22:30 ディア四日市職員(1名)が到着 22:30 委託職員がゲートバーを解除(出庫補助) 22:40 委託職員がテレビ報道により記録的短時間大雨情報の発表を確認 23:00頃 職員(1名)・委託職員(2名)が待避 23:26 ディア四日市がTFIへ連絡 23:38頃 TFIが災害対策本部を設置 23:41 TFIが警備会社に応援要請 (駐車場近くの警備会社に緊急的に要請) 9/13(土) 0:00頃 TFIが三重河川国道事務所へ連絡

今後詳細について整理予定

防災業務計画書

四日市地下駐車場

平成24年9月

TFI株式会社

目 次

第1章 防災業務計画書の位置付け	4
1. 計画書の目的	4
2. 計画書の構成	4
3. 国土交通省等との連携	4
4. 計画書の変更	4
5. 対象施設	4
第2章 防災に関する組織	4
1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散	4
2. 災害対策支部の設置・構成および任務・解散	4
第3章 災害対策本部及び災害対策支部の設置基準	5
1. 災害対策本部の設置基準	5
2. 災害対策支部の設置基準	5
第4章 災害対策本部及び災害対策支部の解散の基準	5
1. 災害対策本部の解散	5
2. 災害対策支部の解散	6
第5章 災害対策の実施	6
1. 営業時間内の事前対策	6
2. 営業時間内の事後対応	7
第6章 防災訓練	9
1. 訓練の実施	9
2. 訓練項目	9
第7章 防災に関する教育及び広報	10
1. 駐車場スタッフに対する教育	10
2. 広報	10
第8章 その他	10

< 添付資料 >

(別表 1) 災害対策本部の構成及び任務

(別表 2) 災害対策支部の構成及び任務

(別表 3) 緊急連絡体制表

(別添①) 避難経路図

(別添②) 帰宅困難者心得 10 か条

(別添③) 四日市市水害ハザードマップ

(別添④) 災害用伝言ダイヤル (171) の基本的操作方法

第1章 防災業務計画書の位置付け

1. 計画書の目的

この計画は、T F I 株式会社（以下「T F I」という。）が管理・運営する駐車場について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画書の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、地震・風水害・火災等の災害に対する、予防、応急対策のそれぞれの段階における対応を具体的に定める。

3. 国土交通省等との連携

駐車場スタッフ（㈱ディア四日市：人材派遣会社等から派遣されている人を含む。以下同じ）及びT F I の関係者は、国土交通省等から当該駐車場の防災に関する措置について、要請があった場合は特別な理由のない限りこれに協力するものとする。

4. 計画書の変更

この計画は、必要に応じ変更を行うものとし、変更しようとする場合は、遅滞なく国と協議し承諾を得るものとする。

5. 対象施設

この計画の対象とする駐車場は、以下のとおりとする。

駐車場名	所在地	形式	収容台数
四日市地下駐車場	三重県四日市市浜田町 5 番 B1 号	自走式地下駐車場	203 台

第2章 防災に関する組織

1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散

1) 災害対策本部の「設置」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、T F I の取締役は第3章第1項に定める設置基準に基づき必要に応じて、東京都千代田区有楽町 2-7-1 もしくは大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1 に災害対策本部を設置する。

2) 災害対策本部の「構成および任務」

災害対策本部の構成及び任務は、別表 1 のとおりとする。

3) 災害対策本部の「解散」

T F I の取締役（災害対策本部長）は、第4章1項に定める解散基準に至った時は、災害対策本部を解散する。

2. 災害対策支部の設置・構成および任務・解散

1) 災害対策支部の「設置」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、本部長は第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部（㈱ディア四日市）を設置する。

2) 災害対策支部の「構成及び任務」

災害対策支部の構成及び任務は、別表2のとおりとする。

3) 災害対策支部の「解散」

本部長は、第4章第2項に定める解散基準に至った時は、災害対策支部を解散する。

第3章 災害対策本部及び災害対策支部の設置基準

1. 災害対策本部の設置基準

T F I が管理・運営する駐車場又はその存する地域が下記の状況に至ったとき。

（各自治体からの以下災害情報等を受信した時）

- 1) 台風等により、災害の発生が予想されるとき
- 2) 大雨、洪水警報等が発令され、災害の発生が予想されるとき
- 3) 台風、大雨、洪水等により被害が発生したとき
- 4) 火災・爆発等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- 5) 地震警戒宣言が発令されたとき
- 6) 地震・津波に関する警報等が発令され、相当規模の災害が発生するおそれのあるとき
- 7) 地震により、相当の被害が発生したとき
- 8) その他必要と認められたとき

2. 災害対策支部の設置基準

上記1.1)～8)の状況に至ったとき

第4章 災害対策本部及び災害対策支部の解散の基準

1. 災害対策本部の解散

T F I が管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき。

- 1) 台風等による被害のおそれが無くなったとき
- 2) 大雨、洪水等による被害のおそれが無くなったとき
- 3) 火災、爆発等による被害のおそれが無くなったとき
- 4) 地震警戒宣言が解除されたとき
- 5) 地震・津波に関する情報発信が治まり、状態が安定したとき
- 6) 災害が発生した後、必要な対応により災害対策本部設置の必要が無くなったとき
- 7) その他本部長の判断のあったとき

2. 災害対策支部の解散

- 1) 上記 1. 1) ～7) の状況に至ったとき

第5章 災害対策の実施

1. 営業時間内の事前対策

- 1) 地震警戒宣言、又は地震、津波の警報等が発令された場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場の状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、滞在者に知らせ、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②状況を鑑み避難場所への誘導を実施。
- ③周辺道路が使用不能な場合は、入庫口及び出庫口を閉じ駐車場を閉鎖する。
- ④緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。(別表3)
- ⑤災害対策本部・支部の指示のもと必要な対応を取る。

- 2) 風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）の警報等が発令された場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①風水害情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知するとともに退去をうながし、必要に応じて避難誘導を行う。
- ③防水扉（防水板）、排水ポンプ、非常用の発電機等の作動を確認する。
- ④入庫口を閉鎖する。出庫口は状況の許す限り開けておき、可能な限り出庫させる。
- ⑤出水の状況に応じて、出庫口の防水扉（防水板）を閉じる。その際、誤進入防止の措置を施す。

- ⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。
- ⑦必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑧巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。
- ⑨出水の状況により、中部地方整備局三重河川国道事務所に土嚢の積み上げ等の協力の要請を行う。

3) 雪害・路面凍結による被害が懸念される場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②大雪警報等の情報を適切な方法で駐車場利用者に周知する。
- ③大雪の場合は、駐車場の車両及び歩行者出入口部の周辺を除雪する。
- ④路面凍結が懸念される場合は、車両及び歩行者出入口部の周辺に必要に応じて、滑り止め用砂を散布する。
- ⑤緊急連絡体制表に従い、必要に応じて連絡を実施する。
- ⑥必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑦巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。

2. 営業時間内の事後対応

1) 地震警戒宣言、地震、津波、風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等の災害が発生せず、これらの警報等が解除される等、被害のおそれが無くなった場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①設置した災害対策支部を解散する。
- ②設置した災害対策本部を解散する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①緊急連絡体制表に従い、状況を報告する。
- ②閉じた防水扉（防水板）を開ける。
- ③入、出庫口を開ける。
- ④通常の営業を行う。

2) 地震、津波が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
- ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②入庫口をただちに閉鎖するとともに可能な限り駐車車両を出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
- ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
- ④震度4以上の場合は、駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。
- ⑤災害対策本部及び中部地方整備局三重河川国道事務所に被害の程度に応じて状況を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、営業を再開する。
- ⑧応急的な復旧が完了し安全が確認されるまで、駐車場を閉鎖する。

3) 風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
- ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②駐車車両を可能な限り出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
- ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
- ④駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。

- ⑤災害対策本部及び中部地方整備局三重河川国道事務所に被害の程度に応じて状況を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、防水扉（防水板）を開けた上で営業を再開する。

4) 火災が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
- ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知する。
- ③防火区画への侵入防止、避難誘導及び初期消火を速やかに行う。
- ④駐車場内の状況を把握し、消防等の関係機関に連絡する。
- ⑤必要な内容を臨場した消防、警察官等へ引継ぐ。
- ⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

第6章 防災訓練

災害対策の充実強化を図るため、防災訓練を実施する。

1. 訓練の実施

訓練は毎年、関東地方整備局横浜国道事務所及び関係機関と連携して行うものとする。

2. 訓練項目

(株)ディア四日市の駐車場スタッフの勤務数に応じ、下記項目より、訓練項目を適宜設定して行うものとする。

- 1) 避難訓練（場内放送により、駐車場利用者に訓練内容を伝達するとともに、可能な場合は、駐車場スタッフにより、避難誘導を行う。）
- 2) 情報伝達訓練

中部地方整備局三重河川国道事務所、TFI、タイムズ24、タイムズサービス、日本管財、駐車場スタッフ、警備会社等に対し、想定している訓練の内容及び訓練の結果等の必要な情報を伝達する訓練。

- 3) その他、防災上必要と思われる事項

第7章 防災に関する教育及び広報

1. 駐車場スタッフに対する教育

駐車場スタッフに対する教育については、想定される災害の種類により対応が異なることを考慮し、以下の事項について、講演会、研修への参加及びパンフレット等により行う。

- 1) 警戒宣言の性格及びこれに基づいてとられる措置の内容
- 2) 予想される地震・津波による被害に関する知識
- 3) 風水害の予想に関する知識
- 4) 駐車場スタッフの果たすべき役割

2. 広報

駐車場利用者に対し、以下の事項についてパンフレットや場内掲示等により広報を行う。

- 1) 地震が発生した場合における対応
 - ①震災情報の提供
 - ②帰宅困難者心得 10 カ条・地震発生時の外出者の行動ルールの掲示：別添②
- 2) 風水害による災害の発生が予想される場合における対応
 - ①風水害情報の提供
 - ②駐車場の位置を示した、ハザードマップの掲示：別添③
- 3) 災害が発生した場合における対応
- 4) 火災が発生した場合における対応
- 5) その他
 - ①災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法の掲示：別添④

第8章 その他

より円滑な防災業務の推進を図るため、この計画の他に国土交通省防災業務計画（以下 URL 参照）を災害対策本部及び管理事務所へ備えるとともに、中部地方整備局三重河川国道事務所が定める計画等に基づき協力するものとする。

(<http://www.mlit.go.jp/saigai/gyoumukeikaku.html>)

災害対策本部の構成および任務

(別表1)
2021年11月1日時点

物件所在地	東日本管轄 ※1	西日本管轄 ※2
本部長	TFI (株) [REDACTED]	TFI (株) [REDACTED]
副本部長	タイムズ24 (株) 東日本営業統括本部 [REDACTED]	タイムズ24 (株) 西日本営業統括本部 [REDACTED]
対策幹部	タイムズサービス (株) 東日本事業本部 [REDACTED] ※3	タイムズサービス (株) 西日本事業本部 [REDACTED] ※4

※1 東日本管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※2 西日本管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

※3 タイムズサービス (株) 東日本事業本部管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※4 タイムズサービス (株) 西日本事業本部管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

■本部長

- ・本部長は、本部を統轄し各班を指揮監督する。
- ・以下、各班の人員については本部長が選定し、任務にあたらせるものとする。

■副本部長

- ・本部長が不在の時は、副本部長がその業務を代行する。
- ・副本部長は、タイムズ24株式会社東日本営業統括本部、西日本営業統括本部の公共法人営業部長とし、本部長を補佐する。

■対策幹部

- ・対策幹部は、タイムズサービス株式会社東日本事業本部長、西日本事業本部長とする。
- ・対策幹部は、本部長、副本部長からの指示をすみやかに支部に伝達する。
- ・支部からの情報は、対策幹部より本部長、副本部長へ伝達する。

班の構成	任務
情報班	・情報班に情報連絡、記録係をおき、正確な情報収集、伝達を行う。 ・本部、支部間の指示、情報等の受理、伝達、報告、関係機関との連絡等の業務を行う。
対策班	・情報班の情報をもとに災害対策、応急対策の立案、指導を行う。
応援班	・災害対策本部からの要請により、現地に赴き災害対策、応急対策の応援を行う。

災害対策支部の構成および任務

(別表2)
2021年11月1日時点

物件所在地	東日本管轄 ※1	西日本管轄 ※2
支部長	タイムズサービス(株) 東日本事業本部 []、 [] ※3	タイムズサービス(株) 西日本事業本部 []、 [] ※4
副支部長	日本管財(株) []	日本管財(株) []
対策幹部	日本管財(株) []	日本管財(株) []

※1 東日本管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※2 西日本管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

※3 タイムズサービス(株) 東日本事業本部管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※4 タイムズサービス(株) 西日本事業本部管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

■支部長

- ・支部長は、支部を統轄し各係を指揮監督する。
- ・以下、各係の人員については支部長が選定し、任務にあたらせるものとする。

■副支部長

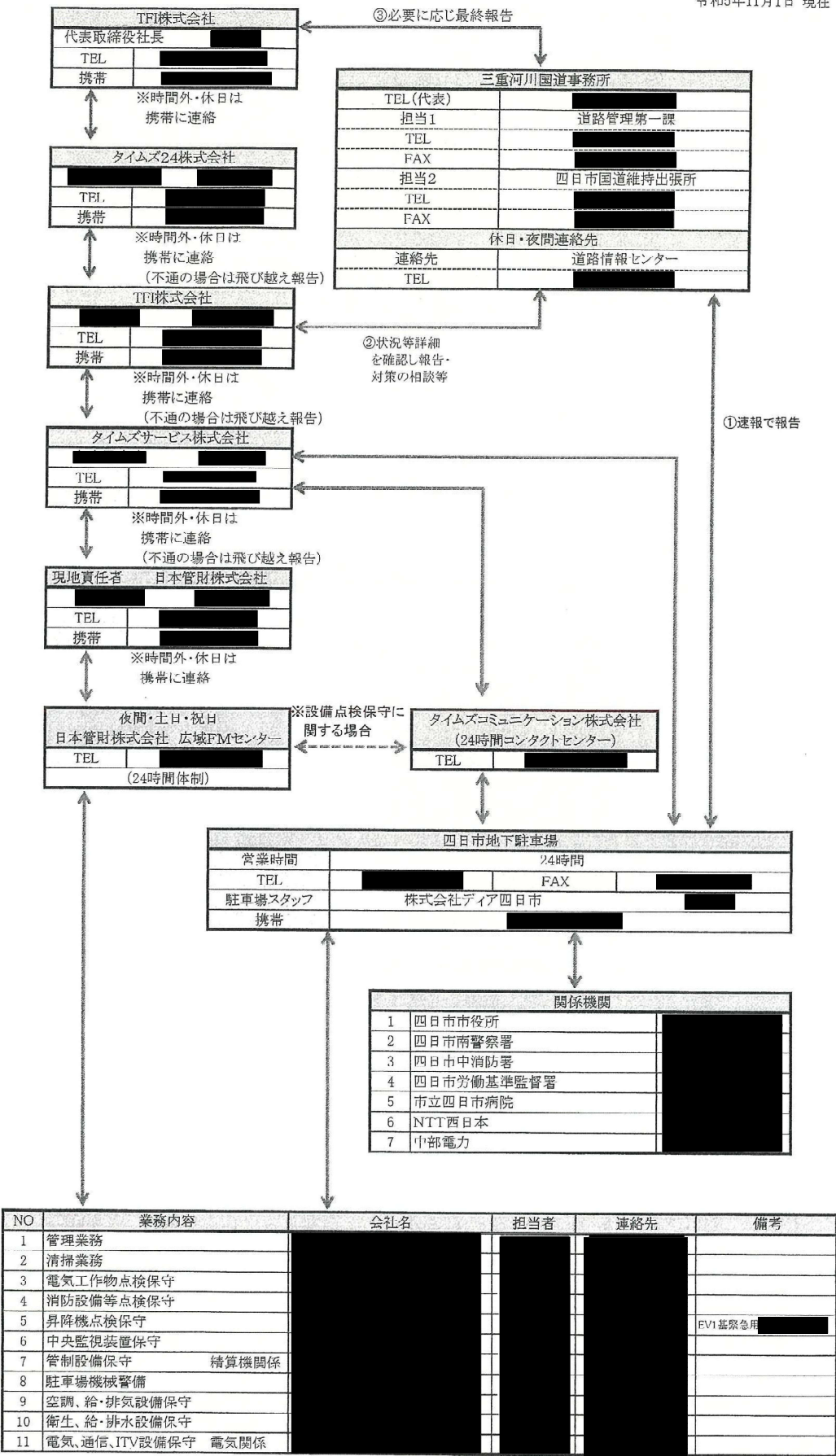
- ・副支部長は、支部長を補佐する。
- ・支部長が不在の時は、副支部長がその任にあたる。

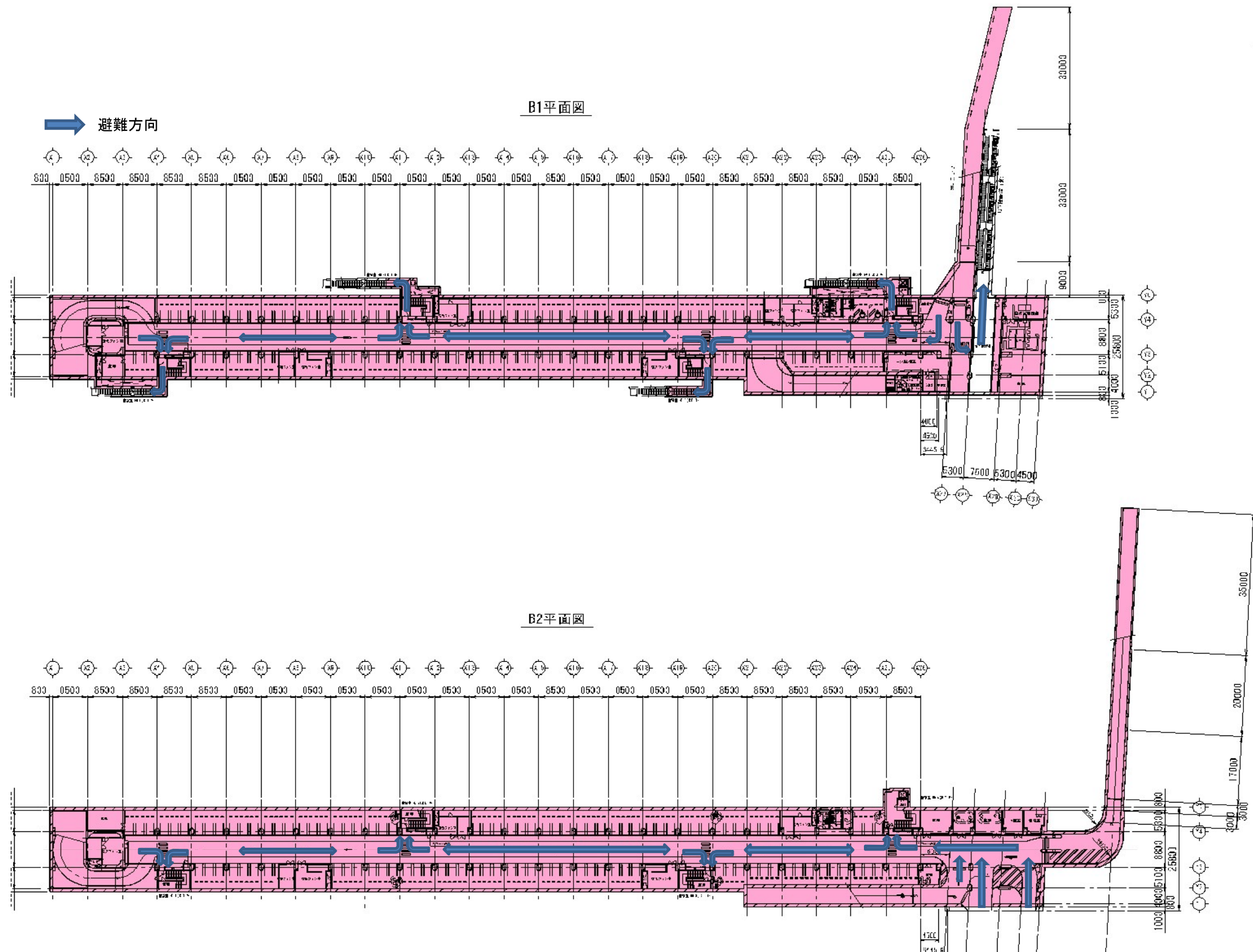
■対策幹部

- ・対策幹部は現地の情報を正確に支部長に伝えと同時に、支部長の指示を速やかに実行する。

係の構成	任務
情報、記録係	・本部、支部間の指示、情報等の受理、伝達、報告、関係機関との連絡等の業務を行う。 ・災害の状況の記録を行う。
避難誘導係	・駐車場利用者に対し、災害に関する場内放送等を行う。 ・災害の発生状況に応じて、駐車場利用者の避難誘導を行う。
対策係	・災害対策支部からの要請により、現地に赴き災害対策、応急対策の応援を行う。

令和5年11月1日 現在





帰宅困難者心得 10 か条

－ 外出時に地震が来てもあわてないために －

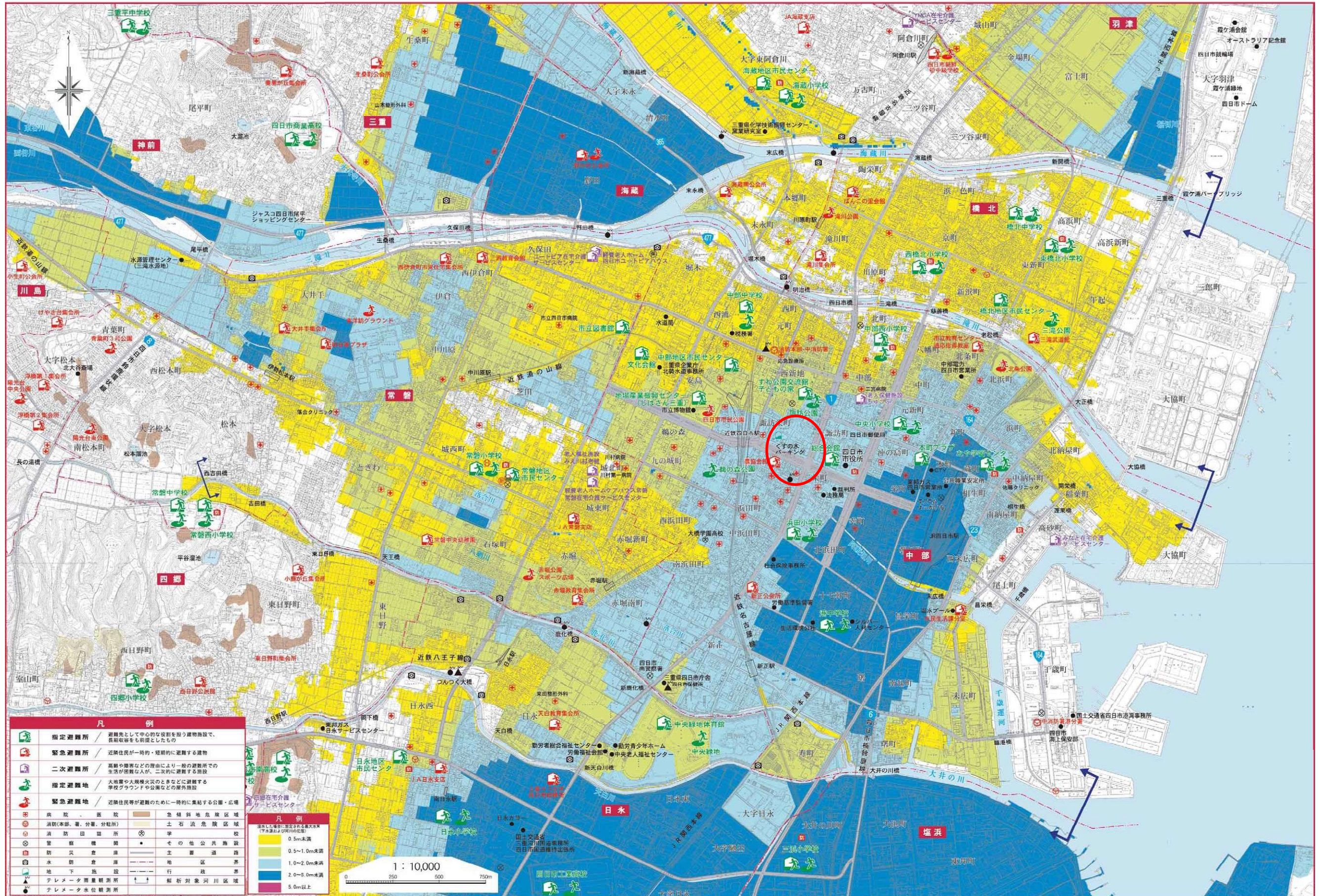
1. あわてず騒がず、状況確認
2. 携帯ラジオをポケットに
3. つくっておこう帰宅地図
4. ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
5. 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
6. 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
7. 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
8. 歩いて帰る訓練を
9. 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
10. 声を掛け合い、助け合おう

－ 地震発生時の外出者の行動ルール －

1. むやみに移動を開始しない。
2. まず安否確認をする。
(災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。)
3. 正確な情報により冷静に行動する。
(公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。)
4. 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。
(一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など)を優先して収容する。)

四日市市防災マップ（常磐、橋北、中部地区）

水害ハザードマップ



【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生	
①	1 7 1 をダイヤル	1 7 1			
②	録音または再生 を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。
		XXXX		XXXX	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。			
		0XX XXX XXXXX			
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合	ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1 #	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1 #
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ビップという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ビップという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 # [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です			
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

**駐車場風水害（台風・ゲリラ豪雨・洪水等）
対策マニュアル**

四日市地下駐車場（くすのきパーキング）駐車場

平成25年10月作成

TFI株式会社

1. 基本方針

風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)発生時の対応について、以下の基本方針を定めます。

- 1) 社員(委託先も含む)の行動原則
社員の行動原則(優先順位)は以下の通りとします。
 - (1) 生命の安全確保
ご利用のお客様、社員、関係者等の生命の安全確保を図ります。
 - (2) 駐車場内の安全確保
地上及び場内の巡回を行い、安全性の確認を行います。
 - (3) 駐車場運営の継続
駐車場業務の継続に向けた対応を行います。
- 2) 駐車場運営に対する基本方針
通常通り運営できる場合は、そのまま通常業務を実施する。
駐車場事業を継続する為に必要であると判断する時は、一時的に駐車場の利用を制限する。

2. 行動基準

- 1) 社員(委託先も含む)の行動基準
風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)に関する警報等が発令された場合には、緊急連絡体制表に従い、タイムズサービス(株)拠点担当者へ一報を入れ指示を仰ぐものとし、同時にタイムズ24(株)拠点長にも報告をする。
ただし、切迫した場合には、現場の判断で行動する事が許されるものとする。
この場合には速やかにタイムズサービス(株)・タイムズ24(株)に報告をする。

3. 連絡体制

- 1) 風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)に関する警報等が発令された場合には、別紙の緊急連絡体制表に従い、連絡・通報する。
- 2) 風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)による災害発生が予測される時は、連絡が常時とれる対策をとり、また、迅速に行動できるよう心がけなければならない。

4. 運営業務を継続するための対策

- 1) 災害情報確認システムの導入
地域の災害情報(警報・情報等)を確認する為、四日市災害情報ネットに加入しています。
- 2) 情報収集手段の確保
テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、地上での目視確認。
CTYのお天気チャンネル
- 3) 緊急連絡体制の確立
迅速に情報を伝える為、タイムズコミュニケーション(株)を中心とした体制を構築しており、優先順位を明確化し臨機応変に対応できるよう定めます。
- 4) 応援要員の配置体制
交代要員を含めた応援体制を構築しています。
- 5) 教育・訓練
 - (1) 防災業務計画書に基づき教育の実施。
 - (2) 防災業務計画書に基づいた避難訓練・情報伝達訓練を実施するとともに防水板等設置訓練を年1回実施します。
- 6) 防災業務計画書の整備、見直し
実施状況をふまえた整備、見直しを行います。
定期的な訓練及び全国で発生した事例をもとに検証し、計画の見直しを行います。

5. 浸水対策

1) 防潮板(車両入出庫口)稼働の判断基準

国道側溝ブロックを目印とし、雨水によりブロック上部にかかる時点で車両入出庫口を閉鎖する。



2) 防水板(階段出入口)設置の判断基準

出入口地上部ブロックを目印とし、雨水によりブロック上部にかかる時点で階段出入口を閉鎖する



3) 防潮板稼働・防水板設置の判断権限

入出庫口防潮板・防水板を稼働する際は、上記判断基準に基づき㈱ディア四日市担当者の判断とする。

防潮板稼働・防水板設置をした際は必ず緊急連絡体制表に基づきタイムズサービス㈱・タイムズ24㈱へ速やかに連絡をするものとする。

4) 待機・準備態勢

- (1) 気象情報に基づき、風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)に関する警報等が発令された時点で、待機・準備・連絡態勢に入る。
- (2) 監視モニター(国道出入口)及び随時各出入口地上に上がり、水位の状況を注視する。
- (3) 応援要請表に基づき拠点への人員応援要請態勢に入る。
- (4) 防潮板操作ボックスキー・エレベーターキー・防水板保管場所キーを机上に準備する。
- (5) 場内の駐車状況の確認を行う。

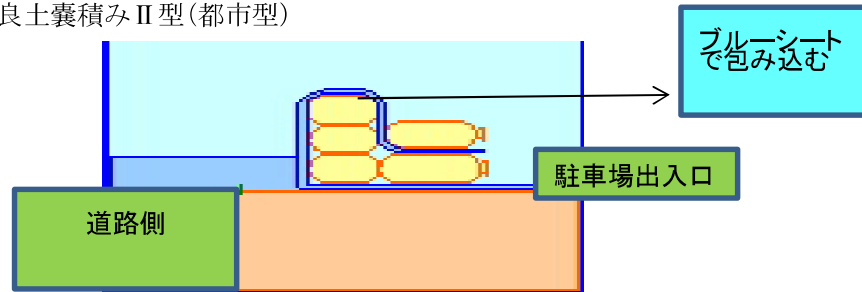
*風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)対策必要箇所は下記の通り(国道側のみ記載しています)

管理施設	管理者	対策場所	浸水防止対策
駐車場入庫口	地下駐車場	入庫口	防潮板
駐車場出庫口	地下駐車場	出庫口	防潮板
出入口エレベーター	地下駐車場	乗降口(RF)	土のう積み/防水板
〃	〃	〃 B1	土のう積み
〃	〃	〃 B2	土のう積み
出入口⑥	地下駐車場	階段出入口	防水板
出入口⑦	地下駐車場	階段出入口	防水板
出入口⑧	地下駐車場	階段出入口	防水板
出入口⑨	地下駐車場	階段出入口	防水板

4) 風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)対策工法(土嚢)

浸水対策工法として土嚢積み工法が有効と思われる。
下記要領により実施する。

改良土嚢積みⅡ型(都市型)



5) 風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)対策(実務手順)

- (1) 風水害に関する警報等発令後、応援要請表に基づき応援要請の連絡を行う。
- (2) 出入口エレベーターを地上階に停止させ、各箇所に土嚢を設置する。
- (3) 防潮板稼働・防水板設置判断基準を越え、冠水の恐れがあると判断した場合は、車両入出庫口防潮板・各階段防水板を稼働・設置
- (4) 車両入出庫口防潮板・各階段防水板を稼働・設置
危険が廻っている場所から優先的に実施
- (5) 各開口部等より流入が発生し、浸水の恐れがある時、地下2階に駐車中の車は地下1階へ移動及び出庫の協力を求める。
- (6) 駐車場ご利用者様の誘導避難

(第一段階)
入出庫口閉鎖後、駐車場ご利用者様への場内放送により、最寄りの安全な階段より避難案内を行う。

(第二段階)
各開口部より大量の流入がみられる時、場内放送により、地下1階へ誘導を行い、安全な階段を利用し避難誘導を迅速に行う。

6) 場内放送の内容

(1) 入庫禁止段階

こちらは駐車場管理事務所です。気象情報等についてお知らせいたします。
現在、四日市市に大雨洪水警報が発令されております。
避難水位に達し更に増水の見込みです。
また、国道並びに市道は冠水状態となっております。
駐車場は浸水の恐れがありますので、速やかに出庫されますようご案内いたします。

(2) 出庫禁止段階

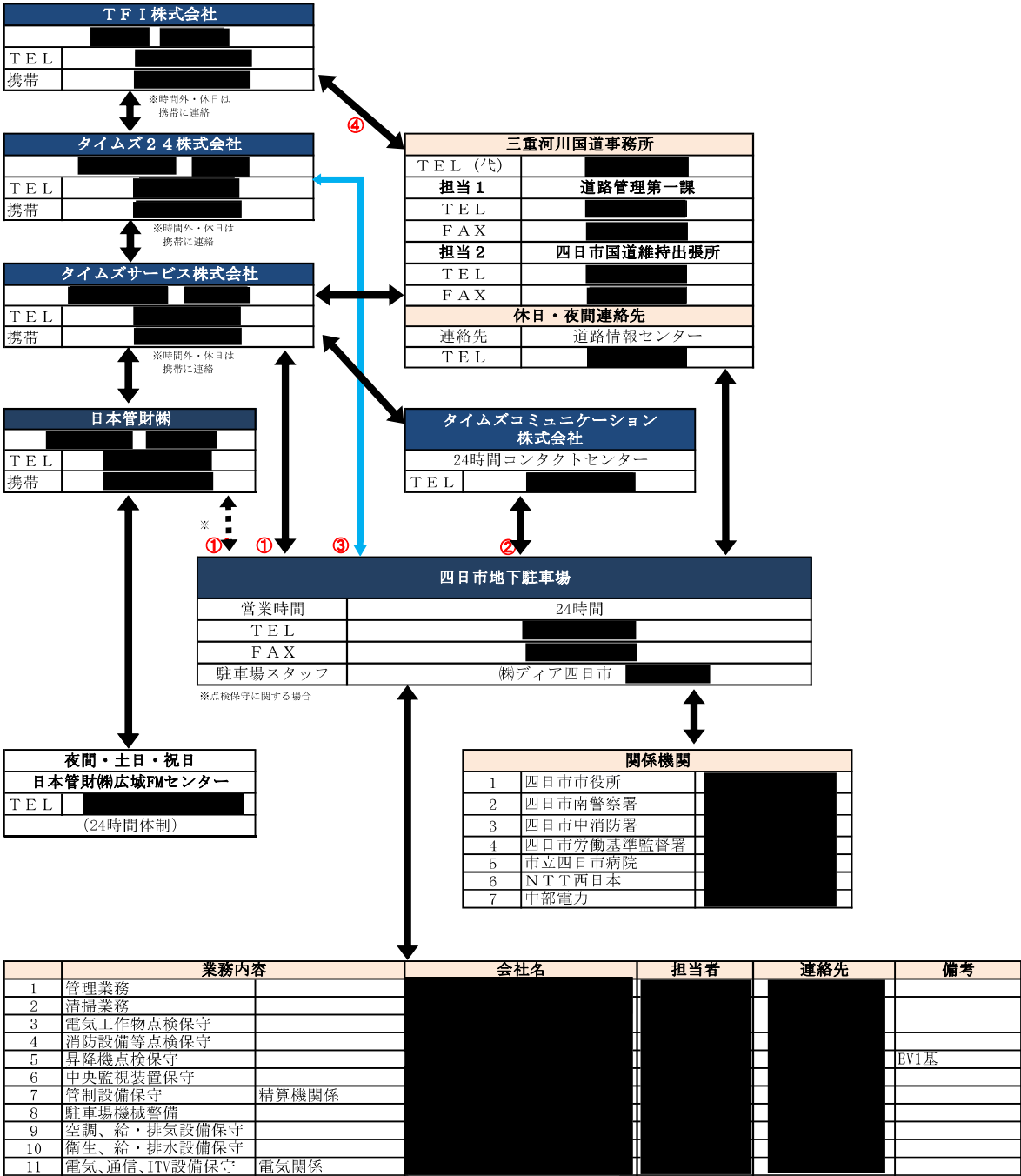
こちらは駐車場管理事務所です。出庫口より流水がみられ、出庫は危険な状態となりましたので防水扉を閉めます。
これより以降の出庫は出来ませんのでご理解、ご協力お願いいたします。
なお、地下2階をご利用のお客様は、地下1階へお車の移動をお願いいたします。

(3) 状況案内

気象情報、道路状況、出庫の見通し等について、適宜場内放送を行う。

緊急連絡体制表（四日市地下駐車場）

（別表 3）



応援要請表

物件名：四日市地下駐車場

会 社 名	現地到着までの 所要時間	要 請 人 員
タイムズ24(株) [REDACTED]	40分	1名
タイムズサービス(株) [REDACTED]	30分	1名
日本管財(株) [REDACTED]	40分	1名

* 現地までの所要時間は風水害に関する警報等発令からで想定しています。
但し、道路冠水等の水害状況により変化がある場合があります。

【四日市地下駐車場】くすの木パーキング

現場は国道1号線の地下(B1F, B2F)になります。

8番階段(防水板設置)



エレベーター(防水板)



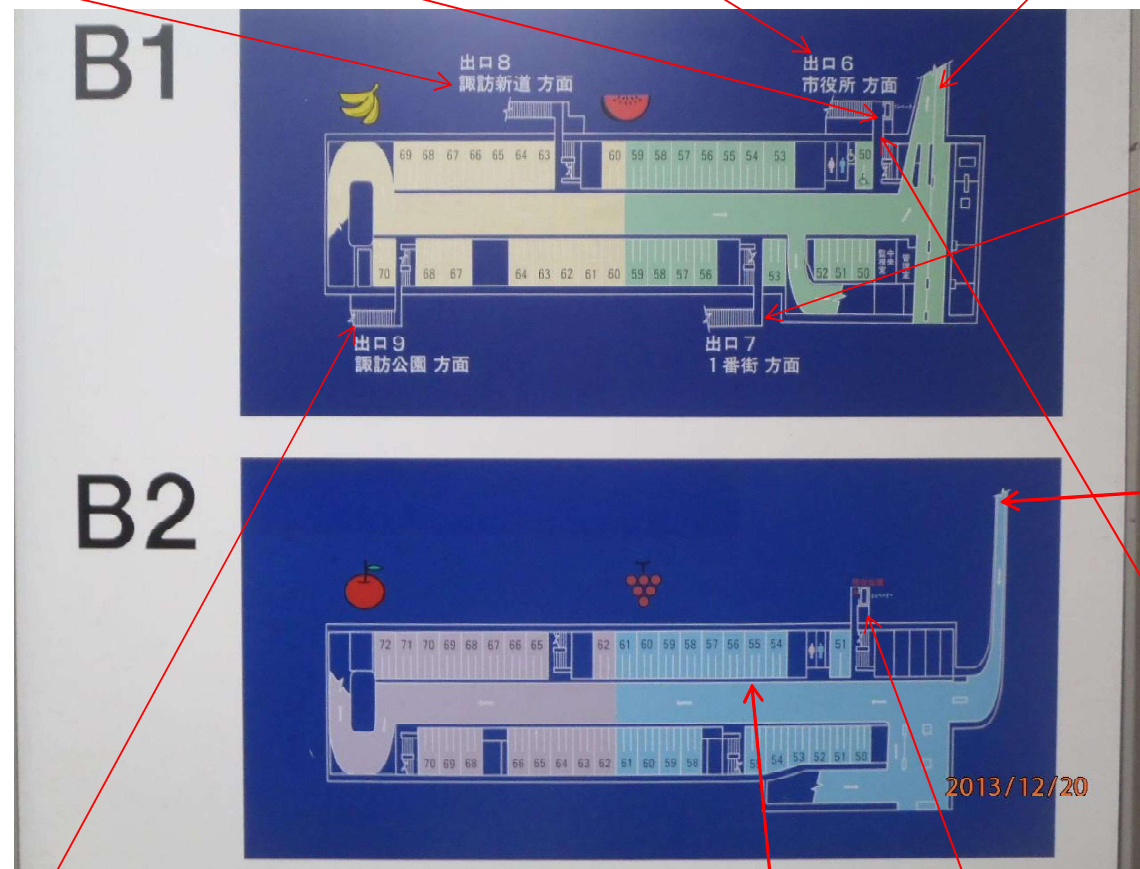
6番階段(防水板設置)



出口(防潮板)



出口監視カメラ



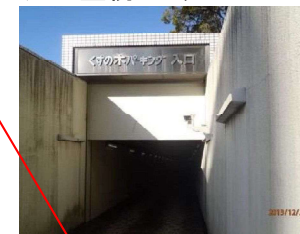
7番階段(防水板設置)



入口(防潮板)



入口監視カメラ



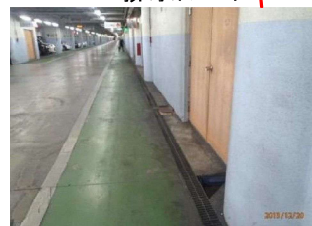
9番階段(防水板設置)



雨水ポンプ設備(6カ所)



排水ルート



土嚢倉庫(地下1階. 2階倉庫)



四日市地下駐車場 冠水判断基準値(案)

1) 冠水時の判断基準

路面冠水検知表示機が発報した場合。

■ 出庫口地上側側溝 路面冠水検知装置



■ 出庫口地上側側溝 路面冠水検知装置



2) 水害対応時の情報伝達

上記基準に満たしそうな場合は、緊急連絡体制図に沿って
三重河川国道事務所と連携し指示を仰ぎ対応するものとする。

3) 水害対応時の対応

注意・警戒・非常体制の3段階に分かれる

① 注意体制…気象状況・冠水基準値の確認

(現地携帯電話へ気象庁発令の大雨警報・台風警報が発令された場合は
都度地上部を確認するものとする)

② 警戒体制…避難経路の点検・確認

避難誘導用機材の点検
利用者の状況把握

③ 非常体制…避難開始の伝達

利用者の避難誘導
災害時要援護者の避難補助
残留者の確認

④ 復旧基準値…気象庁大雨警報解除又は各冠水基準値を下回った時